



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

945	特定非営利活動法人の定款変更認証の申請	(県民生活課).....	1
946	生活保護法による指定医療機関の廃止	(福祉保健総務課).....	2
947	生活保護法による医療機関の指定	(").....	2
948	指定障害福祉サービス事業者の廃止	(障害福祉課).....	2
949	〃	(").....	3
950	指定障害福祉サービス事業者の指定	(").....	3
951	〃	(").....	3
952	指定一般相談支援事業者の指定	(").....	3
953	換地処分の完了	(農業農村整備課).....	4
954	〃	(").....	4
955	農用地利用配分計画の認可	(経営支援課).....	4
956	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	4
957	〃	(").....	6

○ 公安委員会告示

39	警備業法の一部を改正する法律附則第5条の規定による審査の実施	7
----	--------------------------------	-------	---

○ 会計管理者訓令

*2	和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令	(会計課).....	9
----	--------------------------	------------	---

○ 公告

	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課).....	10
--	---------------	--------------	----

告 示

和歌山県告示第945号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成28年9月27日まで縦覧に供する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 申請年月日
平成28年7月27日
- 名称
特定非営利活動法人熊野
- 代表者の氏名
荒木博和
- 主たる事務所の所在地
和歌山県新宮市千穂二丁目5番20号

5 定款に記載された目的

この法人は、子どもをはじめとした地域の人に対して、物心共に満たされ自己実現ができることを目指した事業を行い、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

和歌山県告示第946号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した医療機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新医新 9-26	矢島医院	新宮市別当屋敷町6-8	平成 27. 2. 28
御訪新 3-26	訪問看護ステーション凧	御坊市湯川町小松原420-15 興土ビル4階A	平成 27. 7. 1
海医新 1-26	田伏医院	海草郡紀美野町下佐々693-1	平成 28. 4. 1
橋病新 5-27	伊藤病院	橋本市神野々1105	平成 28. 5. 31
岩医新 29-26	医療法人新田医院	岩出市根来30-1	平成 28. 6. 30

和歌山県告示第947号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により医療機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
新医新 31-28	矢島医院	新宮市別当屋敷町6-8	平成 27. 3. 1
橋薬新 35-28	カモメ薬局	橋本市高野口町向島42-15	平成 28. 7. 1
伊訪新 4-28	訪問看護ステーションひだまり	伊都郡かつらぎ町兄井131-3	平成 28. 7. 19

和歌山県告示第948号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012520130	まりん	東牟婁郡串本町潮岬3037-1	居宅介護 重度訪問介護	株式会社明日葉の郷	東牟婁郡串本町潮岬1844	平成28.7.1

和歌山県告示第949号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012410225	ヘルパーステーションでいごの郷	田辺市下万呂588-1 フロムドットビル103号	居宅介護 重度訪問介護	株式会社明和	西牟婁郡白浜町1729-2	平成28.7.31

和歌山県告示第950号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011000613	ケアプラザれもん	橋本市高野口町名倉1195番地	居宅介護 重度訪問介護	特定なし	合同会社れもん	橋本市高野口町名倉1191番地の4	平成28.8.1

和歌山県告示第951号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3011500315	ヘルパーステーション心愛	有田市辻堂471番地1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	特定なし	株式会社翔愛	有田市辻堂471番地1	平成28.8.1

和歌山県告示第952号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3032000 279	一般相談支援事業所24時	御坊市湯川町小松原650番地1	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	株式会社松山	御坊市藤田町吉田726番地50	平成 28.8.1

和歌山県告示第953号

平成28年7月25日付けで計画認可した有田川町営換地計画（小川地区（第1工区））については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第954号

平成28年7月25日付けで計画認可した有田川町営換地計画（小川地区（第2工区））については、換地処分が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第955号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成28年7月29日に認可した。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第38号	和歌山市永穂字河田78外11筆
平成28年度第39号	伊都郡かつらぎ町蛭子字下川田63-1
平成28年度第40号-1	日高郡美浜町和田字地開671-1外1筆
平成28年度第40号-2	日高郡美浜町吉原字長通472-1
平成28年度第40号-3	日高郡美浜町田井字下垣内364-1外1筆
平成28年度第40号-4	日高郡美浜町吉原字久保田330
平成28年度第40号-5	日高郡美浜町和田字油免2188-1外2筆
平成28年度第40号-6	日高郡美浜町和田字河原瀬74-1

和歌山県告示第956号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

竹房谷(2-324-1-001)、下百合一谷(2-324-1-004)、柳原谷川(2-324-1-006-2)、滝ノ平北谷(2-324-1-008)、垣内川(2-324-1-054)、元谷(2-324-2-003)、不動谷川(2-324-2-047)、細野谷(2-324-2-054)、善田東谷(2-324-1-011)、善田下四谷(2-324-1-012)、奥安楽谷川(2-324-1-013-1)、奥安楽谷川(2-324-1-013-2)、広田北谷(2-324-1-014)、滝谷川(2-324-1-030-1)、滝谷川(2-324-1-030-2)、奥安楽下南谷(2-324-1-031)、善田北谷(2-324-2-008)、善田南谷(2-324-2-009)、奥安楽北二谷(2-324-2-013)、北ノ谷川(2-324-1-009)、善田下二谷(2-324-1-010-1)、善田下二谷(2-324-1-010-2)、善田下一谷(2-324-2-007)、下善田東谷(2-324-2-011)、調月(1)(I-224)、垣内(2)(I-243)、脇谷(2)(I-3331)、垣戸(1)(I-3337)、垣戸(2)(I-3338)、百合(II-1639)、加和(II-1640)、最上(2)(II-1641)、最上(1)(II-1642)、垣戸(II-1724)、最上(4)(III-617)、最上(5)(III-620)、垣戸(3)(III-692)、垣戸(4)(III-693)、垣戸(5)(III-694)、垣戸(6)(III-696)、垣内(1)(I-230)、下井戸(I-233)、善田(11)(III-630)、善田(12)(III-635)、善田(13)(III-648)、善田(14)(III-649)、善田(15)(III-650)、黒川(1)(II-1646)、善田(5)(II-1647)、善田(2)(II-1648)、善田(3)(II-1656)、善田(4)(II-1657)、善田(6)(II-1668)、峯(3)(III-690)、峯(4)(III-691)、峯(2)(II-1726)、峯(1)(II-1733)、善田(101)(II-20075)、善田(102)(II-20076)、善田(103)(I-20038)、善田(105)(II-20079)、善田(106)(II-20080)、善田(107)(II-20081)、善田(108)(II-20082)、善田(109)(II-20083)、大原(6)(III-627)、大原(7)(III-634)、大原(8)(III-638)、大原(9)(III-639)、大原(12)(III-645)、大原(13)(III-646)、大原(3)(II-1649)、大原(5)(II-1650)、大原(2)(II-1651)、大原(1)(II-1653)、大原(4)(II-1655)、大原口(1)(II-1660)、大原口(II-1663)、大原口(2)(I-3326)、野田原(19)(III-684)、野田原(20)(III-685)、野田原(21)(III-686)、野田原(22)(III-687)、野田原(23)(III-688)、野田原(24)(III-689)、大原(101)(II-20067)、大原(102)(II-20068)、大原(103)(II-20069)、大原(104)(II-20070)、大原(105)(II-20071)、大原(106)(II-20072)、大原(107)(I-20037)、大原(108)(II-20074)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

柳原谷川(2-324-1-006-1)、平尾谷(2-324-2-034)、善田(104)(II-20078)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び那賀振興局建設部並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第957号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

橋谷(5-387-1-035)、立花川右支溪(5-387-2-002)、日和田谷(5-387-2-003)、日高川右支溪(5-387-2-005)、ウシカケ谷(5-387-2-109)、日高川左支溪(5-387-2-110)、日高川左支溪(5-387-2-111)、新宮川右支溪(8-426-1-026)、新宮川右支溪(8-426-2-026)、元町川3(6-206-2-093)、稲成2(6-206-3-008)、原田垣内川2(6-206-2-077)、千年谷川(6-206-2-083)、大坊川1(6-206-2-085-2)、秋葉川(6-206-2-087-1)、秋葉川(6-206-2-087-2)、新田川1(6-206-2-088)、田川左支溪(6-206-2-089-2)、津葉木川(6-206-2-090)、田川左支溪(6-206-2-091)、大瀬(I-1122)、丸田(I-1124)、本村・丸田(I-1143)、下谷(I-1144)、甲斐ノ川方栗(I-4037)、甲斐ノ川小口1(II-4614)、甲斐ノ川小口2(II-4616)、甲斐ノ川小口3(II-4620)、甲斐ノ川小口4(II-4626)、甲斐ノ川小口5(II-4627)、甲斐ノ川本村(II-4656)、甲斐ノ川下谷1(II-4658)、甲斐ノ川下谷2(II-4663)、甲斐ノ川(III-2662)、城戸(I-1459)、打越(I-1460)、宮ノ平(I-1461)、上野(I-1462)、下川下竹西16(I-4375)、下川下上野1(I-4380)、下川下上野3(I-4381)、下川下上野4(I-4382)、下川下城戸1(II-6258)、下川下2(II-6259)、下川下1(II-6260)、下川下中ノ番3(II-6261)、下川下中ノ番2(II-6262)、下川下中ノ番1(II-6263)、下川下中ノ番4(II-6264)、下川下上野2(II-6266)、下川下(101)(II-60349)、下川下(102)(II-60350)、下川下(103)(II-60351)、下川下(104)(II-60352)、下川下(105)(II-60353)、下川下(106)(II-60354)、下川下(107)(II-60355)、下川下打越2(III-3550)、下川下打越1(III-3551)、下川下宮ノ平2(III-3552)、下川下上野6(III-3553)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び地滑り

(2) 土砂災害警戒区域の名称

日高川左支溪(5-387-1-036)、長峪谷(5-387-1-037)、日高川右支溪(5-387-2-004)、日高川左

支溪（5-387-2-112）、日高川左支溪（5-387-2-113）、井原1（6-206-3-002）、朝来平（28）、殿垣内（92）、東方（55）、下谷（57）、原（93）、坊垣内（94）、手谷（95）、小菅鍋坂（96）、平岩1（213）、平岩2（214）、谷上1（215）、谷上2（216）、早田（456）

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び西牟婁振興局建設部並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第39号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第5条の規定による審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成28年8月9日

和歌山県公安委員会委員長 大 桑 埴 嗣

1 審査の種別及び級

- (1) 空港保安警備業務1級及び2級
- (2) 施設警備業務1級及び2級
- (3) 交通誘導警備業務1級及び2級
- (4) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級及び2級
- (5) 貴重品運搬警備業務1級及び2級

2 審査日時

平成28年12月1日（木）午前10時から午後5時まで

3 審査場所

和歌山県岩出市高塚513番地
有限会社岩出カースクール

4 定員

合計10名

5 審査対象者

審査の対象者は、次のいずれかに該当し、かつ、6に掲げる要件のいずれかを満たす者とする（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第7条第2項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）。

- (1) 和歌山県内に住所を有する者
- (2) 所属する営業所が和歌山県内にある者
- (3) 和歌山県公安委員会から、検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第8条の合格証（以下「旧合格証」という。）の交付を受けている者

6 審査の種別及び級に応じた要件

- (1) 空港保安警備業務1級
旧検定規則の規定による検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備1級に合格していること。
- (2) 空港保安警備業務2級
旧検定の空港保安警備1級又は2級に合格していること。
- (3) 施設警備業務1級

旧検定の常駐警備1級に合格していること。

(4) 施設警備業務2級

旧検定の常駐警備1級又は2級に合格していること。

(5) 交通誘導警備業務1級

旧検定の交通誘導警備1級に合格していること。

(6) 交通誘導警備業務2級

旧検定の交通誘導警備1級又は2級に合格していること。

(7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級に合格していること。

(8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

旧検定の核燃料物質等運搬警備1級又は2級に合格していること。

(9) 貴重品運搬警備業務1級

旧検定の貴重品運搬警備1級に合格していること。

(10) 貴重品運搬警備業務2級

旧検定の貴重品運搬警備1級又は2級に合格していること。

7 審査の方法

学科試験及び実技試験とする。

なお、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

8 申出期間

平成28年10月12日（水）及び同月13日（木）の2日間の各日とも午前10時から午後5時までの間

9 審査を希望する者の手続

- (1) 審査を希望する者（以下「審査希望者」という。）は、8の申出期間内に、(2)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（審査受付専用電話番号：073-423-3344）に対し、電話による審査希望の事前申出を行うこと。

なお、事前申出は先着順に受け付け、申出者の人数が定員に達したときは受付を締め切る。

(2) 事前申出時の注意事項

ア 審査受付専用電話以外での受付は、一切行わない。

イ 電話1回につき、審査希望者1名のみを受け付ける。

ウ 1回の審査で、2以上の種別及び級の審査を受けることはできない。

エ 事前申出は、受付担当者からの審査希望者に関する質問等に即答できる者が行うこと（即答できない場合は、受け付けない。）。

オ 審査に関して不明な点がある場合は、事前に12の問合せ先に確認しておくこと。

カ 事前申出の手続を経た審査希望者を審査予定者とする。

10 審査申請書等の提出に関する手続

(1) 審査申請書等の提出期間及び提出方法

9により審査予定者となった者は、平成28年10月25日（火）及び同月26日（水）の2日間の各日とも午前9時から午後5時までの間に、(2)の書類等を(3)の警察署に提出すること（郵送による提出は、受け付けない。）。

なお、当該提出期間内に(2)の書類等を提出しなかった場合は、審査予定者に決定していることを無効とする。

(2) 提出する審査申請書類等

ア 審査申請書

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 1枚

ウ 旧合格証の写し

エ 手数料 4,700円(和歌山県証紙により納付すること。)

オ その他

(ア) 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面(住民票の写し、運転免許証の写し等住所が明らかとなる書面をいう。) 1通

(イ) 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所に所属することを疎明する書面(営業所所属証明書) 1通

(ウ) 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある警備員にあつては、(ア)又は(イ)のいずれかの書面 1通

(エ) 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、(ア)及び(イ)の書面は要しない。

(3) 審査申請書等の提出先

ア 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所を管轄する警察署

イ 和歌山県内に住所を有しない警備員で、所属する営業所が和歌山県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

ウ 和歌山県内に住所を有し、かつ、所属する営業所が和歌山県内にある者にあつては、住所を管轄する警察署又は当該営業所の所在地を管轄する警察署

エ 和歌山県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者にあつては、和歌山県内のいずれかの警察署

11 その他

(1) 審査当日は、旧合格証を必ず持参すること。

(2) 審査に合格した者には、審査申請書等を提出した警察署を通じて成績証明書を交付する。

12 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110(内線3058)

会計管理者訓令

和歌山県会計管理者訓令第2号

庁中一般

各 かい

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年8月9日

和歌山県会計管理者 岩 橋 良 晃

和歌山県つり銭用資金取扱規程の一部を改正する訓令

和歌山県つり銭用資金取扱規程(平成17年和歌山県出納長訓令第1号)の一部を次のように改正する。

別表工業技術センターの出納員の項の次に次のように加える。

南紀白浜空港管理事務所の出納員	南紀白浜空港管理事務所の現金の収納に際し必要なりつり銭に充てるため。	20,000円
-----------------	------------------------------------	---------

附 則

この訓令は、平成28年9月1日から施行する。

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

紀の川市から都市計画の決定の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年8月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
紀の川都市計画ごみ処理場
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課